

# 韓国の著作権政策の現状と課題

韓国文化体育観光部  
李海青(イヘチョン)

# 目次

- I. 韓国著作権政策の環境
- II. 著作権保護のための政策
- III. 著作物利用活性化政策
- IV. 国際著作権交流協力
- V. 終わりに

# I. 韓国の著作権政策環境

## ● 韓国での著作権文化

### ■ 国際的水準の著作権規範

- 主要国際条約加入完了及び WIPO 等 国際機構との交流協力
- 自由貿易協定(FTA)に能動的に対応(発効 16カ国, 締結 2カ国, 進行中15カ国)

### ■ オンライン著作権問題の社会的な 이슈化

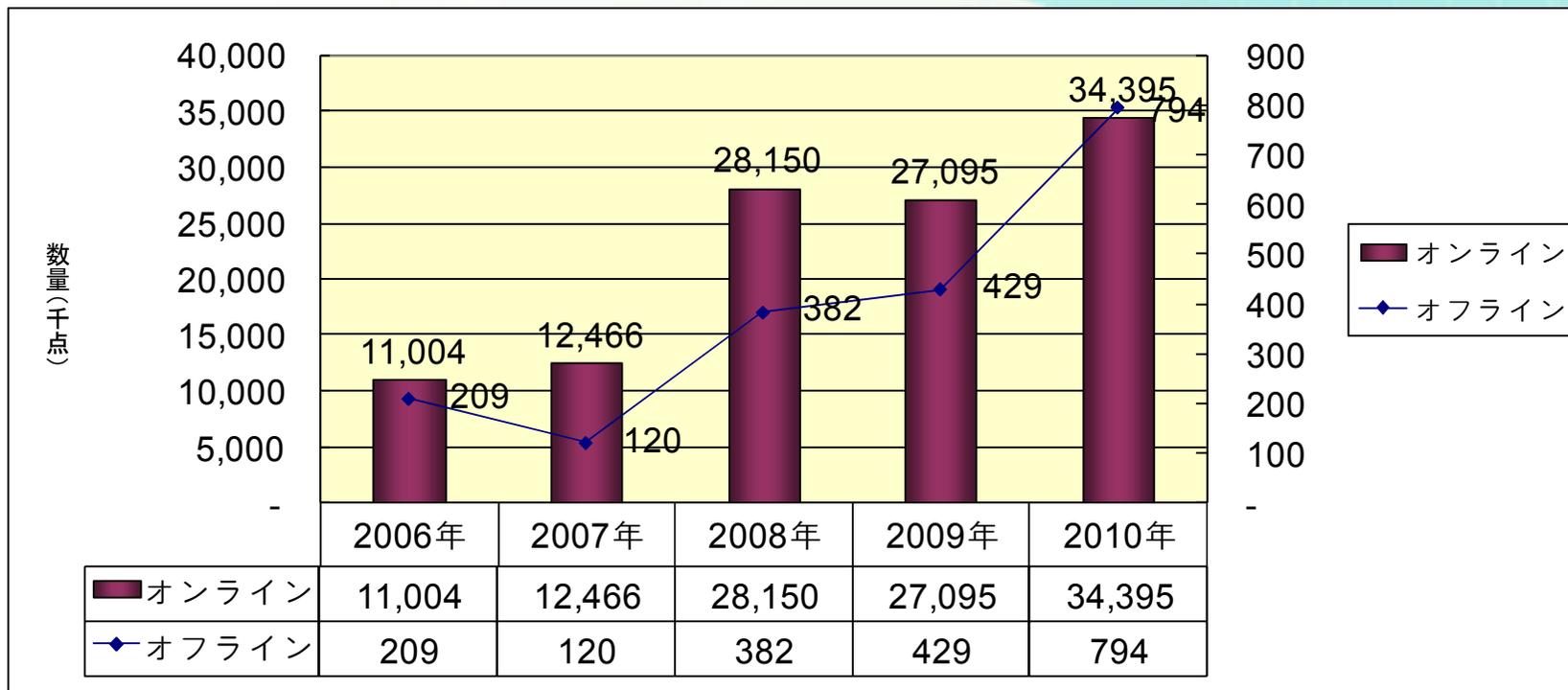
- IT インフラ強国及び関連オンライン著作権問題の頻発
- \* インターネット普及 総世帯の 95%(10.7月),スマートフォン 普及800万台(11.1月)

### ■ 著作権保護強化で違法複製持続的減少 (2010著作権保護センター 年次報告資料)

- 著作物違法複製物市場規模 : 08年 9,659億ウォン ⇨ 09年 8,784億ウォン
- 著作物合法市場の侵害規模 : 08年 2兆 4,234億ウォン ⇨ 09年2兆 2,497億ウォン
- 潜在的な著作物合法市場の侵害率 : 08年 22.3% ⇨ 09年 21.6%

# I. 韓国の著作権政策環境

## ● 年度別 著作権侵害取締りの現状

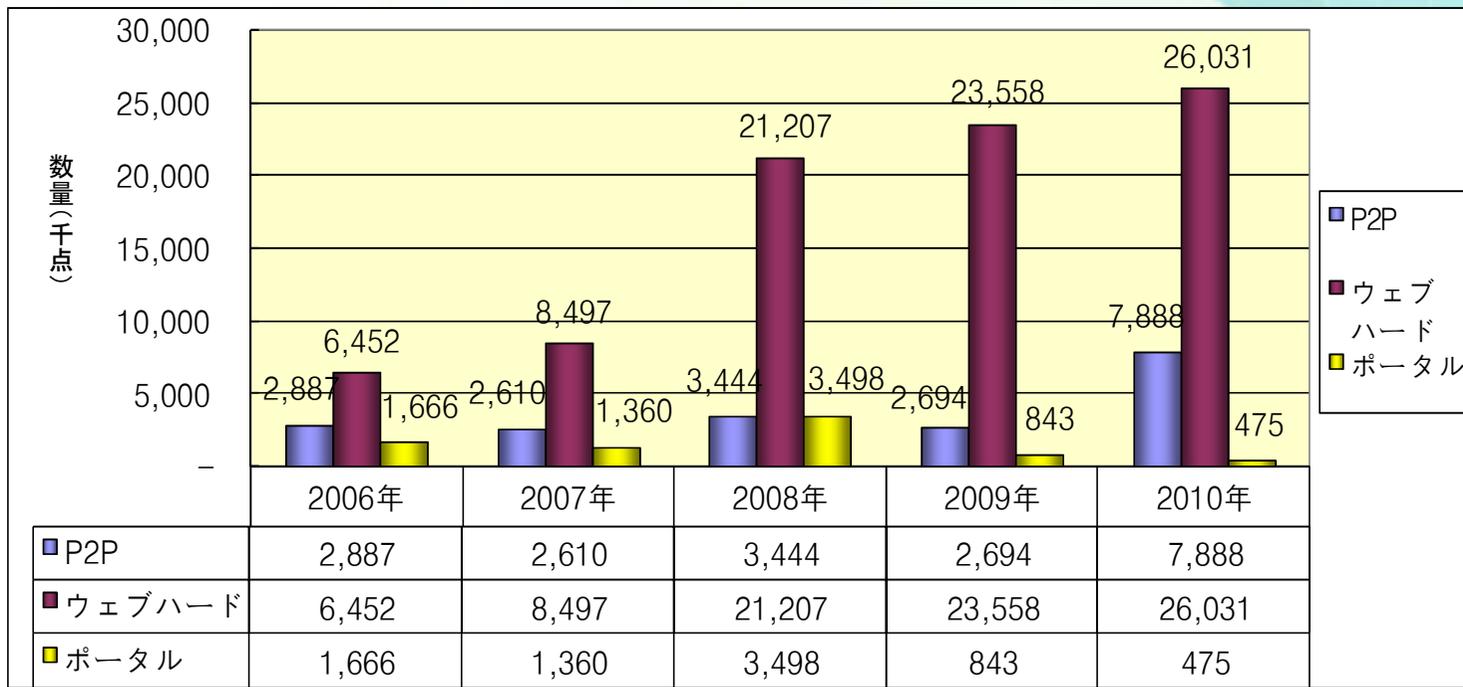


出所：2011 著作権年次報告書(著作権保護センター, 未発行)

\* 主要制度導入の時期：特殊類型OSP義務賦課(2007年)、特別司法警察官(2008年)、在宅モニターリング(2008年)、ICOPシステム(2008年)、是正命令・是正勧告(2009年)、著作権委員会の著作権侵害申告システム(2010年)

# I. 韓国の著作権政策環境

## ● オンライン著作権侵害取締りの現状



出所：2011 著作権年次報告書(著作権保護センター, 未発行)

## II. 著作権保護のための政策

### ● 著作権侵害 是正命令及び是正勧告制度

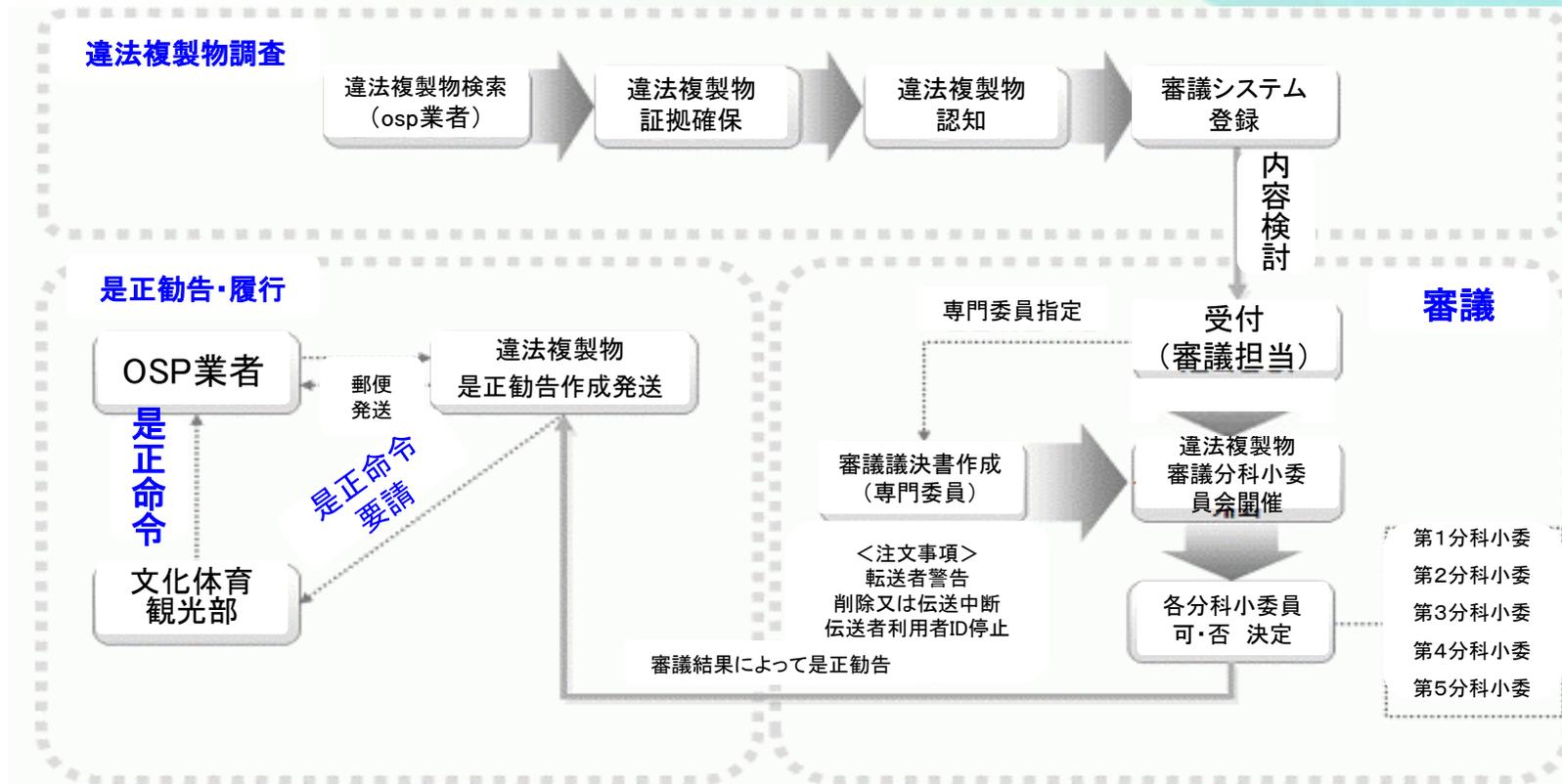
区 分	是正命令	是正勧告
性 格	行政処分(強制的)	行政指導(非強制的)
制裁手段	過料賦課*	是正命令要請
主 体	文化体育観光部	韓国著作権委員会
経過手続き	事前聴聞手続き有り	事前聴聞手続き無し
命令・勧告種類 (2010年度 実績件数)	警告(696), 削除・伝送中断(43) 利用者ID停止(11) 掲示板停止(0)**	警告(42,794), 削除・伝送中断(42,200) 利用者ID停止(91)

\* 過料 ⇨ 命令の種類及び違反回数区分によって 100~1,000万ウォン賦課

\*\*利用者ID停止及び掲示板停止 ⇨ 3回以上警告または削除・伝送中断命令を受け該当違反行為を続けた場合

## II. 著作権保護のための政策

### 著作権侵害是正命令及び是正勧告手続き



- ◆ (権利者又は一般人) 申告または自体検索 ⇨ 証拠収集分析(審議資料生成)
- ⇨ 審議議決(パソコン, スマートフォン活用で遠隔処理可能) ⇨ 行政処理

## II. 著作権保護のための政策

### ● 違法複製物追跡管理システム(ICOP)

#### ■ ICOP(Illegal Copyright Obstacle Program)概念図



- ◆ モニタリング対象コンテンツ 特徴点(DNA) データベースを構築した後これを利用してオンライン上にアップロードされる関連コンテンツを識別して違法複製如何を検討

#### ■ ICOP 運営実績

区 分	年度別	モニタリング		削除などの措置要求	
		アップローダー	著作物	アップローダー	著作物
ICOP-1 (音楽)	2009年	38,529	6,643,523	3,188	173,767
	2010年	20,624	4,028,250	8,334	432,864
ICOP-2 (映像)	2010年	30,502	707,444	9,465	39,575

## II. 著作権保護のための政策

### ● その他主要政策及び活動

#### ■ 特殊類型 OSPに対する技術的な措置義務の賦課

⇒ 権利者の正当な要請がある場合に該当著作物の違法伝送を遮断する技術的な措置義務(検索制限, 特徴点比較遮断など)

\* 特殊類型 OSP : ウェブハード, P2P など相互間に著作物を伝送サービスする事業者

#### ■ 特別司法警察及びモニタリング要員

⇒ 特別司法警察官4カ地域事務所33名, Forensic技法等による常時取締り

⇒ 著作権侵害 在宅モニタリング要員(身体障害者) 100名 運用

#### ■ 著作権の教育及び広報の強化

⇒ 著作権教育の正規教科への反映など青少年向け著作権の認識教育

⇒ 年間3千余箇所を訪問する著作権教育の実施及び著作権U-learningシステム導入

## II. 著作権保護のための政策

### ● 関連した主要イシュー

#### ■ ウェブハード(Webhard) サービス

##### ◆ 現況

- ⇒ オンライン違法著作物流通の約76%, 関連業界の進入障壁が低い
- ⇒ 刑事告訴などによる司法的救済 ⇔ 1年以上の期間所要
- ⇒ 是正命令などの行政措置の進行 ⇔ 売却又は法人閉鎖による回避
- ⇒ 過料賦課措置 ⇔ 不法サービスによる利益が過料超過
- ⇒ その他モニタリングの限界及び随時廃業による利用者の弊害

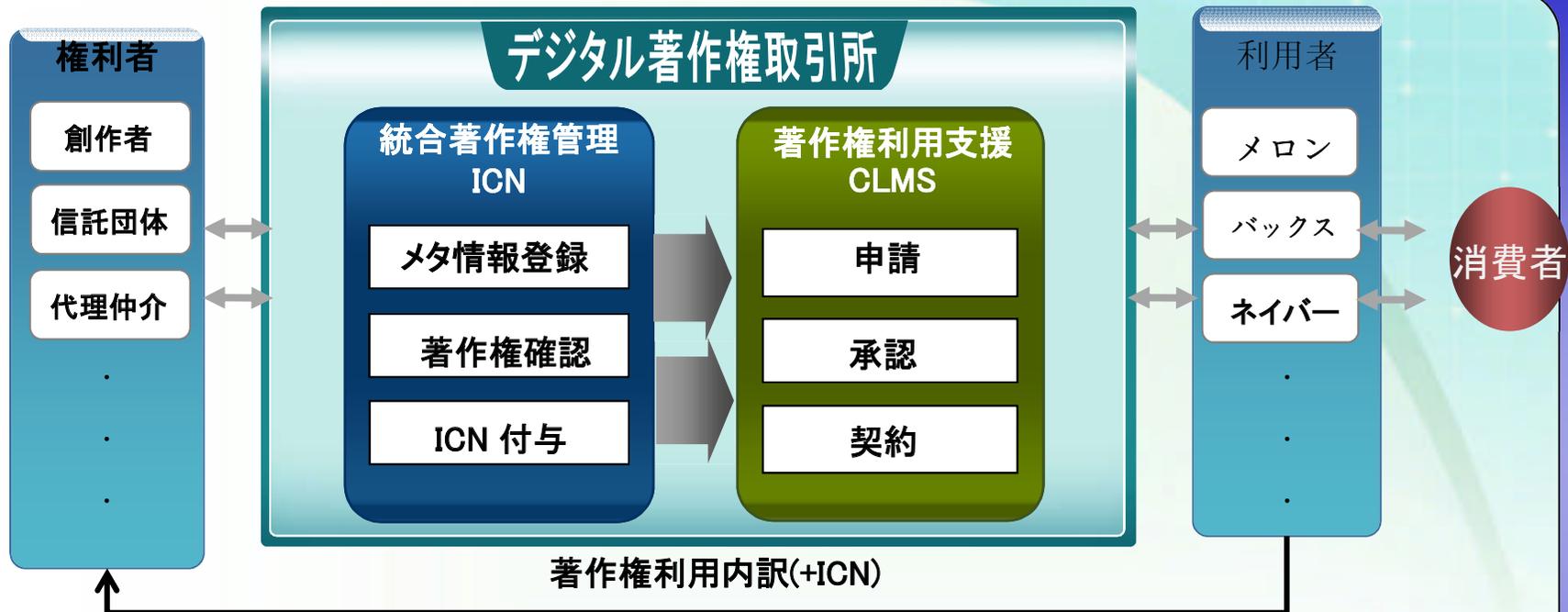
##### ◆ 対策方案

- ⇒ 技術的措置及び著作権保護義務など一定基準に見合う事業者のみが登録後関連サービスが出来る『ウェブハード登録制』の導入を推進

\* 現在関連内容を含む〈電気通信事業法改定案〉国会係留中

# III. 著作物利用活性化政策

## ● デジタル著作権取引所の運営

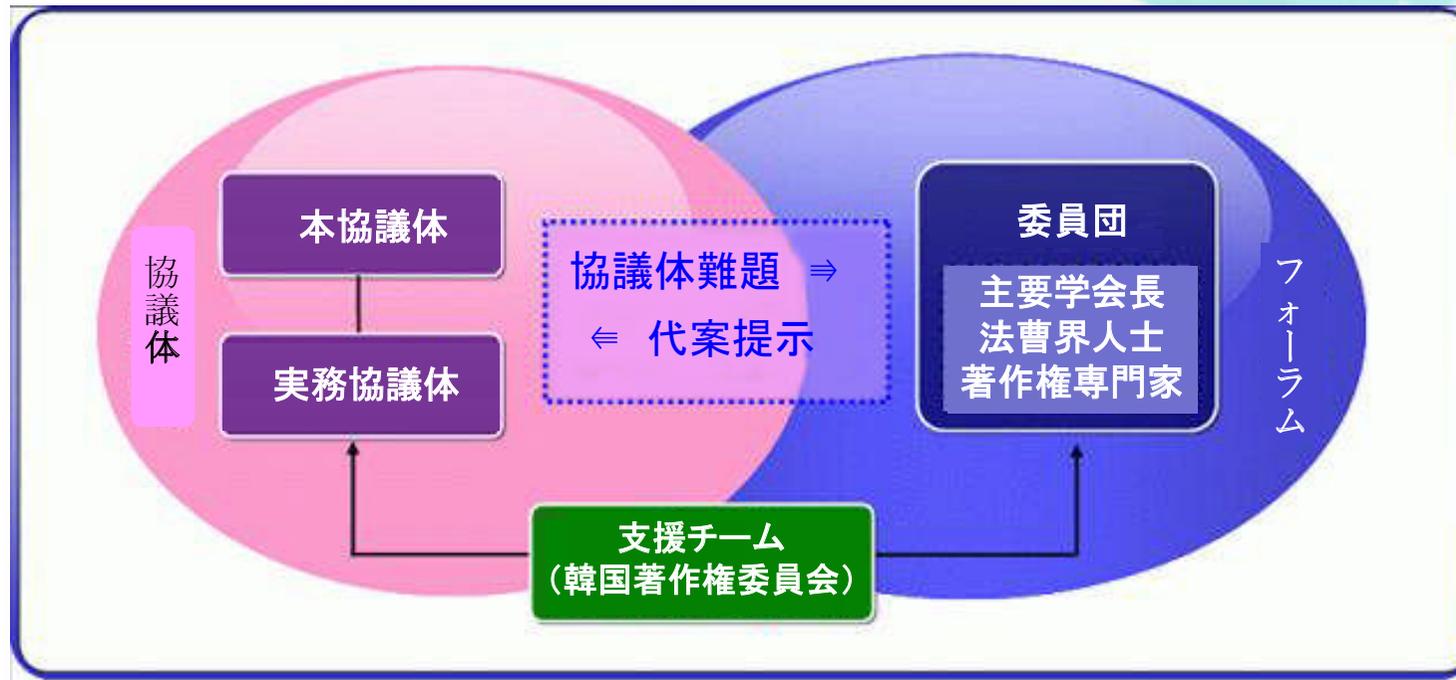


⇒ CLMS(Copyright License Management System) : 著作権権利情報検索及び確認を初め  
著作物使用申請と承認契約をワンストップ(One-Stop)で処理するシステム

⇒ ICN(Integrated Copyright Number) : 著作権管理情報の識別のための固有の番号体系

# III. 著作物利用活性化政策

## ● 著作権の共存協議体運営



- ◆ デジタル技術の発展により既存の司法的対応などによる問題解決方式に限界
  - ⇒ 協議体：利害当事者間の自立的な協商方式による代案の模索
  - ⇒ フォーラム：主要懸案に対する深度ある討論で代案を提示し政策参考資料の提示
- \* 2010.12月“著作物公正利用ガイドライン”発表

# III. 著作物利用活性化政策

## ● 関連した主要イシュー

### ■ 著作物公正利用制度の導入

- ⇒ インターネット等技術環境変化に従って一定条件による著作物の利用行為に対する包括的な免責規定が必要になる
- ⇒ 著作物の通常的な利用方法と衝突せずに著作者の正当な利益を不当に害しない範囲内で著作権者の承諾なしに利用可能（判断根拠を提示）

### ■ 『電子出版』と『E-learning』の議論

#### ◆ 電子出版

- ⇒ 著作権法上の出版に電子出版の概念を含める方案
- ⇒ 出版権と排他的利用権との関係

#### ◆ E-learning

- ⇒ E-learningと公正利用, デジタル教科書の免責規定の適用可否
- ⇒ E-learning活性化の為の著作権法的懸案と法制度の整備課題

## IV. 国際著作権交流協力

### ● 国際著作権保護活動仕組み



#### ■ 著作権委員会海外事務所の運営

⇒ 現地政府及び関連団体と有機的な協力関係の維持

#### ■ 海外著作権情報サイト ([www.koreancopyright.or.kr](http://www.koreancopyright.or.kr))

⇒ 外国著作権法制及び市場動向情報の提供, 韓国文化コンテンツの紹介, 法律相談

## IV. 国際著作権交流協力

### ● 現在の国際協力状況

#### ■ 主要国家での活動内容

- ◆ 中国：国家著作権局とのMOU締結(2006年), 権利情報認証
- ◆ タイ：東南アジア著作権ガイドブック普及, 知的財産権保護官民協議体(SIS) 運営

#### ■ 著作権文化発展の為の疎通

- ◆ 両者間著作権定期フォーラム開催：韓国-日本, 韓国-中国, 韓国-タイ
- ◆ 著作権関連国際イシュー討論会開催
  - ⇒ ソウル著作権フォーラム, インターポールIP CRIME TRAINING SEMINAR, <仮称>2011 国際著作権技術コンファレンス
- ◆ WIPO 参加及びその他開発途上国の法制度の改善の支援など
  - ⇒ WIPOに信託基金出捐を通じた多様な支援事業の推進

## IV. 国際著作権交流協力

### ● 関連の主要イシュー

#### ■ グローバル著作権保護活動

- ◆ 有関機関協議体構成及び認証マークの発給 <cf. CJマーク>  
⇒ 個別対応の限界の克服及び違法複製関連対応力の強化
- ◆ 海外所在違法サイトによる著作権保護対策  
⇒ 犯罪目的の情報の流通を禁ずる規定の適用可能性

#### ■ 著作権関連国際協商

- ◆ 両者間 FTAを通じた交流協力の強化: 中国, 日本 等 10件 15カ国
- ◆ FTA 締結による後続措置の履行 (韓国-米国, 韓国-EU)  
⇒ 著作権保護期間延長などを内容とする著作権法改定
- ◆ ACTA 参加により国際的執行(Enforcement)強化に協力

# V. 終わりに

## ● スマートフォン環境下での著作権侵害

### ■ 現 状

- ◆ いつどこからでも欲しい著作物を手軽に利用出来る時代の到来
- ◆ 音楽・映像Streaming, Mobile-Webhard等APPを利用した違法サービス
- ◆ 無線Internet利用, 個人機器の使用などで違法複製の確認が困難

### ■ 違法複製の対策案を導出する分析枠

	供給側面の意思決定要因	需要側面の意思決定要因	対策案(政策方向)
費用	複製のための時間と努力	探索費用	技術的側面
	倫理的な非効用	倫理的な非効用(罪意識 等)	教育広報的側面
	処罰の可能性	処罰の可能性	法的技術的側面
便益	社会的な認定	相互互惠構造	教育広報的側面
	潜在的な収益性	複製物の獲得	事業的側面

<法改正案のための実務TF報告書(2010年)>



ありがとうございました。